

会議録

会議の名称	令和3年度 第1回雇用推進事業者選定審査会
開催日時	令和3年(2021年)5月13日(木) 午後3時00分から 午後4時55分まで
開催場所	WEB会議
出席者	中原委員(会長)、芦田委員(副会長)、海老原委員、林委員
欠席者	平林委員
案件名	(1) 諮問 (2) 会長・副会長の選任について (3) 審査会の運営について (4) 市内企業若者雇用推進事業について (5) 令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託 募集要項(案)、仕様書(案)について (6) その他
提出された資料等の 名称	資料1 令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業に係るプロ ポーザル募集要項(案) 資料2 令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託仕様書 (案) 資料3 様式集(案) 資料4 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報 公開条例(抜粋)
決定事項	・会長に中原委員、副会長に芦田委員を選任する。 ・会議は非公開。会議録は作成の上、本審査会答申後に公開する。 ・資料については、参考資料を除き本審査会答申後に公開する。 ただし、委員名簿は情報公開を進める今日的状況から公開する。 ・令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業に係るプロポーザル 募集要項(案)、令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業 委託仕様書(案)、様式集(案)については、委員の意見を踏ま えた上で修正する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する「情報の公開を しないことができる情報」に該当する内容について審議するため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	非公表 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する「情報の公開をし ないことができる情報」に該当する内容について審議する会議の会 議録のため
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	観光にぎわい部 商工振興課

審議内容

【事務局】

本日はお忙しい中、令和3年度第1回雇用推進事業者選定審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。審査会の開会に先立ちまして、観光にぎわい部長の武田よりご挨拶申し上げます。

【事務局 観光にぎわい部長】

枚方市観光にぎわい部の部長をさせていただいております武田と申します。中小企業において雇用のミスマッチは、早期離職が発生することで人手不足となり、事業運営に大きな支障を来すものです。特に技術の継承等の問題を抱え、安定雇用の促進は喫緊の課題となっています。以上のことから、求職前の段階から就職、さらに就職後の定着まで、産業人材確保のための一貫した支援策として市内企業若者雇用推進事業を実施しています。しかしながら、価格競争により品質が低下している点、また、目標数値の取り扱いなどといった課題がございまして、今回から新たにプロポーザル方式で事業者選定を行うことで、こうした課題の解決に繋げていきたいと考えております。皆様におかれましては、それぞれの専門の分野からの角度でご意見を頂戴したいと存じます。本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本審査会は、来年度本事業を実施する委託契約予定事業者について、申請されてきた団体が適当かどうか、審査、ご決定をいただき、答申していただくものでございます。

本日の審査会において、後ほど公開・非公開をご決定いただきますが、審査会の会議録の内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと思っております。これは、本市では、審議会の会議録については、委員の発言内容を全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることを、定めているためでございます。

それでは、ただ今より、令和3年度 第1回 雇用推進事業者選定審査会を開会いたします。本審査会の会長が選任されますまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、本審査会に対し枚方市長より諮問書を提出しております。

本審査会は、この諮問に応じ、委託契約予定事業者の選定に関しまして、審議し、答申を行っていただくために設置した審査会でございます。

本審査会の諮問対象である「市内企業若者雇用推進事業」につきましては、平成28年度より、製造業を中心に市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで、地域経済の活性化に繋げることを目的に実施しております。委託事業者の選定にあたっては、これまで一般競争入札にて行っておりましたが、委託事業者により、各種事業への参加者

数をはじめ成果に大きな差が生じていたことから今年度より、企業、求職者それぞれのニーズに合ったより効果的な事業を実施するため、業者選定をプロポーザル方式へ変更し、本審査会においてその事業者の選定を行っていただくものでございます。

選定にあたりましては、申請団体が提示します事業計画書やプレゼンテーションの内容について、総合的に各申請者を比較検討し、審査会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を委託契約予定事業者として、答申いただくものでございます。

それでは、委員の皆様を五十音順でご紹介させていただきます。

ひらかた地域産業クラスター研究会幹事の芦田知之委員でございます。

【芦田委員】

芦田です。よろしくお願いします。

【事務局】

次に税理士の海老原智子委員でございます。

【海老原委員】

海老原と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、弁護士の中原明日香委員でございます。

【中原会長】

中原です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、大阪府立北大阪高等職業技術専門校校長の林要一委員でございます。

【林委員】

はじめまして、林です。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】

最後に、枚方公共職業安定所次長の平林正博委員でございます。

なお、本日、平林委員につきましては、欠席とのご連絡を事前にいただいております。委員5名のうち4名のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が成立していることをご報告いたします。

次に、本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

観光にぎわい部長の武田でございます。

武田でございます。よろしくお願いいたします。

次に商工振興課長の赤土でございます。

皆様はじめまして、商工振興課長の赤土でございます。

次に商工振興課課長代理の古財でございます。

商工振興課課長代理の古財と申します。よろしくお願いいたします。

商工振興課の佐藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に郵送若しくは持参させていただいております。

まず1点目が令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業に係るプロポーザル募集要項（案）です。2点目が、令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託仕様書（案）です。3点目が、様式集（案）です。4点目が、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程及び枚方市情報公開条例（抜粋）です。書類の過不足はありませんでしょうか。

それでは案件をご審議いただきたいと思っております。

まず、案件（2）会長、副会長の選任についてですが、本審査会には、枚方市附属機関条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を置くこととなっております。

事務局といたしましては、適宜、法的な事項にご留意いただきつつ、本市の実態を踏まえ、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長を弁護士の 中原 明日香 委員に、副会長を芦田 知之 委員に、お願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

【事務局】

それでは、会長に 中原 明日香 委員、副会長に 芦田 知之 委員を選任いただくことをご承認いただきました。

それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

【中原会長】

ありがとうございます。ただ今、本選定審査会の会長に選任いただきました中原明日香でございます。

本審査会は、委託契約予定事業者の選定を適正に行うために構成されたものでございます。充実した審議及び答申をできるよう進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは副会長の芦田委員よりご挨拶をお願いします。

【芦田副会長】

ただ今、本審査会の副会長に選任いただきました芦田知之でございます。

会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、以降は、中原会長に審査会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【中原会長】

はい、ありがとうございます。それでは、進めて参りたいと思います。まず、本審査会の日程について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

開催日程の案についてご説明をさせていただきます。令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業の委託事業者の選定を行っていただく本審査会につきましては、本日を含め3回の開催を予定しております。第2回及び第3回の開催日程につきましては、後ほど調整させていただきます。

本日は、第1回目として、この後、運営事業者を募集するために必要な募集要項、仕様書について、ご審議をお願いします。

これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、所管部署において最終決定してまいります。

また、本日の審査会で、募集要項等をご確認いただき、その内容を確定した後、5月17日から本市HPで公表するとともに、商工振興課窓口で配布を行い、質疑応答などを経まして、6月2日から、提案書類の受付を行う予定となっております。

また、次回の審査会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回審査会で、結果をご報告いたしまして、委員の皆様の合議の上、答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中原会長】

ありがとうございます。ただ今の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等はあ

りませんか。

<質問なし>

【中原会長】

特にないようですので次に進めてまいりたいと思います。次に案件（3）審査会の運営について、本件について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それではご説明いたします。

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

また、第3条2項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容については、この第3条の（2）、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。

本市情報公開条例の抜粋をお送りしておりますが、本審査会では、この（6）実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものであり、会議を公開しないことができるものと考えております。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にございますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。こちらは、委員の皆さまの発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

なお、事務局としましては、会議録につきましては、事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。以上でございます。

【中原会長】

ただ今のご説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等ありますでしょうか。

<質問なし>

【中原会長】

特にないようです。それでは本件について、審査会の会議は非公開、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開とすることに、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

【中原会長】

ご異議なしと認めますので、本件については、ただいま申し上げたとおりの内容で決定といたします。

それでは次に、審査会の提出資料の取り扱いについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、審査会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、ご説明いたします。

事務局といたしましては、先ほどご決定いただいた審査会の会議録と同様、審査会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表している現状を踏まえ、募集要項（案）にも記載させていただいております。

つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここでご協議いただければと考えております。以上でございます。

【中原会長】

ありがとうございます。それではただ今のご説明について皆様からご意見・ご質問はありますでしょうか。なお、委員名簿につきましては、審査会の透明性確保の観点からもどなたが委員に就任されているかといった情報については、最低限公表されるべきと考えております。その点も含めてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

<異議なし>

【中原会長】

それでは、お諮りします。本件について、審査会の提出資料については、本審査会の答申後に公開し、委員名簿については、氏名、ご職業について公表することに、ご意義ありませんでしょうか。

<異議なし>

【中原会長】

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認め本件については、ただ今申しあげ

たとおりに決定いたします。

それでは次に移ります。案件（４）市内企業若者雇用推進事業について、本件について事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、市内企業若者雇用推進事業についてご説明させていただきます。

本事業につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、製造業を中心に市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで、地域経済の活性化に繋げることを目的に実施しております。対象企業は、市内の事業所において正社員を採用予定の中小企業としており、特に人材が不足することで技術の承継等の問題が生じ、事業運営に大きな影響を与える製造業を中心としております。また、求職者につきましては、概ね４０歳未満の若年求職者を対象としております。

本事業につきましては、求職前の段階から就職、さらに就職後の定着までの一貫した支援として、これまでセミナーやバスツアー、交流会、合同面接会など、企業、求職者双方に対する事業を実施してまいりました。これまで委託事業者の選定にあたっては、競争入札にて行ってまいりました。

過去３年間の合同面接会の結果は平成３０年度が参加企業２３社、うち製造業が１４社、また、参加求職者５４名、就職者が０名。

令和元年度は参加企業３９社、うち製造業１７社、参加求職者１０７名、うち７名の方が就職されました。

令和２年度は参加企業１３社、うち製造業が２社、参加求職者が９名、うち就職者の方が１名となっております。

過去３年間の結果を見ましても、委託事業者により参加者数等の成果に大きな差が生じております。また、参加企業全体に対し製造業が占める割合が少なくなっております。

こちらにつきましては、参加者が少ない年には、事業の周知が十分になされていないとともに企業のニーズに合った事業が実施できていない等、委託事業者のアビリティ不足が原因として考えられます。

また、２点目の課題としまして、合同面接会において特に製造業への応募が少なく、参加者数が増えた年においても就職者数は１桁に留まる結果となっております。

このように企業と求職者のミスマッチが生じています。特に製造業については、接点がなく知識や認識不足のため就職先として敬遠されがちであることが起因していると考えられます。

これらの課題を解決するため、今年度は次の２点について見直しを行います。まず、１点目としまして事業者の選定方法を競争入札からプロポーザル方式に変更します。これにより、事業目的達成のために広報手段や事業内容、スケジュールなどを含め、必要な事業者のアビリティを確認したうえで比較することができます。また、各事業者において実現可能な目標数値を提示していただくことで、より具体的な事業の達成像を把握することができます。また、各事業者から提案を受けることでより効果的な事業目的達成に適したプランを検討することができます。

次に２点目の課題への解決策としまして、求職前段階の学生等を対象とした事業を実施

します。こちらにつきましては、求職前段階から市内の中小企業との接点を創出し、業界や企業の魅力を発信することで将来の就職先として製造業への興味、関心を持っていただき将来的に市内ものづくり企業への就職意欲向上に繋げることを目的にしております。

本事業の説明については以上でございます。

【中原会長】

ありがとうございます。ただ今の内容について、委員の皆様からご意見、ご質問などございますでしょうか。

【中原会長】

それでは以上を踏まえまして次にまいります。案件（5）令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業に係るプロポーザル募集要項（案）及び仕様書（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、令和3年度 枚方市市内企業若者雇用推進事業に係る募集要項（案）及び仕様書（案）についてご説明いたします。

募集要項につきましては、運営事業者を選定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、仕様書につきましては、本市が当該事業の実施において、委託事業者に求める業務内容や仕様を記載した書類となります。

先ほど、ご説明させていただきましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいります。

それでは、まず、募集要項の内容の説明をさせていただきます。お手元の募集要項（案）をご覧ください。

まず、1ページ目です。2番の委託業務の概要についてですが、業務名称は令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業です。委託内容につきましては、後ほどご説明させていただきます令和3年度枚方市市内企業若者雇用推進事業委託仕様書を基に、契約候補者の提案を踏まえ定めた仕様書によるものとします。次に、委託期間につきましては契約締結日から令和4年3月31日までとしております。委託金額の上限額につきましては、消費税及び地方消費税相当額を含み11,126,000円としております。

続きまして、3番参加資格でございます。②本市において、委託業務（その他委託）の競争入札参加資格を有していることを要件の1つとしています。これはあらかじめ企業の身分などを確認することで適正な契約に資することを目的としており、現時点で参加資格を有していない企業に対しては、枚方市競争入札参加資格（仮登録）の申請を行い、審査登録を受けることで参加を可能とし、競争性を確保しています。次に③では、国内での元請けの履行実績を有していることとし、本プロポーザルの応募者は過去15年間に国または地方公共団体が発注する就労支援に関する業務の元請け実績を有していることを要件としています。④では、合同企業説明会や合同企業面接会などの就職イベントについて、応

募者自らの主催実績を要件としております。また、⑤・⑥では有料職業紹介事業及び一般労働者派遣事業の許可を受けていることを要件としております。⑦以降については割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目4番公募型プロポーザルの概要についてご説明させていただきます。まず、(1) 審査体制につきましては選定審査会を設置しており、各委員の氏名・所属を記載させていただいております。次に(2) 実施スケジュールでございますが、本日時点で予定している日程を記載しております。本日の選定審査会以降は来週5月17日に募集要項の公表を予定しております。その後参加表明書等の受付、参加資格審査を経て提案審査に係る質疑後、提案書等の受付を行います。6月下旬にプレゼンテーションを実施し、最優秀提案書者及び優秀提案者を選定後、提案審査結果の通知及び本市ホームページにおいて、結果を公表するとともに審査講評につきましても公表いたします。

5番募集要項・仕様書等の公表、6番参加資格審査、7番提案審査の(1) 提案審査に関する質疑の受付および回答の公表、(2) 業務提案書等の受付、(3) プレゼンテーションの実施につきましては割愛させていただきます、(4) 提案審査の評価基準についてご説明させていただきます。募集要項6ページ目をご覧ください。こちらの評価基準につきましては、業務提案書等及びプレゼンテーションの内容を基に評価いただく項目について示させていただいております。審査項目としまして、大きく7つに分けております。こちらについては仕様書と揃えた内容で作成しております。1点目としまして事業目的及び事業内容の理解度・充実度となっております。次に2点目としまして、実施体制及び事業全体のスケジュール、3点目に参加企業・参加者の募集のための周知・広報、4点目としまして合同面接・説明会のマッチング率向上及び就職後の定着に向けた一貫した支援の企画・実施、5点目に合同面接・説明会の企画・実施、6点目に将来的な若年者雇用に繋げるための市内中小企業の魅力発信事業の企画・実施、そして最後7点目に価格点となっております。以上7点、項目ごとに点数の配分をしておりますので、プレゼンテーションの実施の際にこちらのそれぞれの項目について評価いただきます。

次に(5) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法、(6) 提案審査の結果通知、(7) 提案審査結果・審査講評の公表につきましてはです。本審査会において最優秀提案者、優秀提案者を選定し、提案審査の結果につきましては業務提案書提出者に対し通知書を送付すること。また、最優秀提案者及び優秀提案者は本市ホームページにおいて公表することを記載しております。

次に9ページ目をご覧ください。9. 契約の締結におきまして、本市は審査会にて選定された契約候補者である最優秀提案者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めた上で業務提案書を基に見積徴収を行い、契約締結に向けた手続きを進める旨を記載しております。

最後になりますが、10ページ目10. 提出書類一覧、11ページ目11. 提出書類作成要領にて、申請時の提出書類及び添付書類、作成要領などを示しております。以上で募集要項(案)の説明とさせていただきます。

引き続き仕様書の内容をご説明させていただきます。お送りしております資料の仕様書(案)をご覧ください。3ページ目の目的についてですが、こちらは先ほどからご説明さ

せていただいておりますが、本事業の実施を通じ、製造業を主とした市内中小企業の人材確保及び若年者の安定雇用を図ることで地域経済の活性化に繋げることを目的としております。また、今年度より求職前段階の学生等に対しても、製造業を中心に市内中小企業との接点を創出し業界や企業の魅力を発信することで将来的な雇用に繋げることを目的としております。対象につきましては先ほどの事業説明の際にさせていただきましたので、割愛させていただきます。

次に、5. 事業内容についてです。まず（1）参加企業・参加者の募集のための周知・広報を行うこと、こちらはそれぞれの対象に合った募集方法についてご提案いただくこととしております。次に（2）合同面接・説明会でのマッチング率向上及び就職後の定着に向けた支援の企画・実施となっております。こちらにつきましては、本事業のメインである合同面接会でのマッチング率向上に向けた各事業についてご提案いただくこととしております。次に（3）合同面接・説明会の企画・実施としまして、製造業を中心とした市内中小企業と若年求職者をマッチングさせるための合同面接・説明会の開催をすることとしております。目標の参加者数・参加企業数として、これまでの実績を踏まえた上で参加者数延べ150名以上、参加企業数延べ40社以上、参加企業のうち4割以上は製造業を営む企業と設定しております。

次に（4）将来的な雇用に繋げるための市内中小企業の魅力発信事業の企画・実施でございます。こちらにつきましては本年より新たに実施する事業でございます。現在の求職者のみならず求職前段階の学生等も対象とし、市内中小企業との接点を創出し魅力をPRすることで将来的な雇用に繋げるための事業となっております。参加目標としましては参加者数延べ150名以上、参加企業数延べ40社以上としております。こちらにつきましては、現時点で正社員の採用予定がない企業も対象としておりますので、参加企業のうち5割以上を製造業の企業として目標を設定しております。参考に令和元年度の本事業の実績について記載しておりますのでご参照ください。

次に3ページ目をご覧ください。履行期間につきましては、先ほど申しあげました通り契約締結日から令和4年3月31日までとなっております。（7）実施場所につきましては、基本的には本事業の実施場所はすべて枚方市内としております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインで実施することにより、参加者の増加、満足度の向上などの効果が見込まれる場合はオンラインによる実施も可能としております。

（8）実施体制・進捗管理につきましては、こちらでは本事業の実施にあたり確実に実施できる体制を設けることやスケジュールの管理などについて記載しております。

（9）事業費の扱いについてですが、こちらでは本事業の経費をもって、他の事業の経費をまかなってはならないこと、また、使用するパソコンやプロジェクターなど必要な機材や消耗品については受注者にて準備することとしております。

次に（10）報告・分析等についてですが、こちらにつきましては本事業の効果測定のため、事業ごとに参加企業や参加者に対してアンケートを実施すること、また、アンケートの結果などを踏まえ効果的な事業実施に向けた見直しや提案を行うこととしております。

次に（11）成果品につきましては、各事業の実績やアンケート結果等を踏まえた分析を含めた実績報告を行うこととしております。

次に（１２）業務の再委託についてですが、再委託は原則禁止としております。ただし、セミナー等の実施にあたり専門性等から、一部を事業者において実施することが困難な場合や、自らが実施するより高い効果が見込まれる場合にあらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではないとしております。（１３）提供資料、（１４）法令順守・機密保持、（１５）その他につきましては割愛させていただきます。

以上で仕様書（案）の説明とさせていただきます。

【中原会長】

ありがとうございます。そうしましたら今の内容につきまして、原案のとおりそれぞれこの書類の内容で確定としてよいか、あるいは修正すべき点、修正を検討すべき点がないかという観点から委員の皆さまからご意見・ご質問をお願いしますでしょうか。ご意見・ご質問ございます方は挙手にてお願いいたします。ご指名させていただきます。

【林委員】

修正ということではなく、確認です。仕様書１ページ３．目的のところまで数年やって来られた枚方市としての課題意識を書いておられるのだと思いますが、分かりくかったところが、３行目にコロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化していて、一方で中小企業はやはり人手不足だということで、このようなミスマッチを解消するといったこの繋がりがよく分からなかったのですが、非正規雇用者の雇用情勢が悪化していることと中小企業の人手不足というのがミスマッチだと、これを解消したいということなのか確認したいのがまず１点です。

もう１つが４．対象の（２）で求職者、若年求職者について平林委員のご意見を伺ったのですが、本日ご欠席なのでわたしからご質問しますが、概ね４０歳未満というところで区切ろうとしているということですが、ハローワークさんなどではよく３５歳・４５歳という数字をお使いになられると思います。それとの違いについて教えていただきたい。

もう１点、２ページ（３）合同面接・説明会についてもそうですが、延べの参加者数・企業数を書かれています。これは事業としての目標ということでしょうか。先ほどの説明では事業者から提案してもらうという話もありましたけど、その違いを教えてくださいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。

【中原会長】

ありがとうございます。それでは事務局の方から今の３点について、回答しやすいところからでも結構ですし、あるいは検討が必要でしたら追って検討という形になるかと思えます。３点ございましたがいかがでしょうか。お願いいたします。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。目的のところでございますが、こちらはご指摘のとおり記載内容の整理が少し必要かと思えますので、この事業の趣旨を踏まえた形で修正をさせていただけたらと考えております。

それから2点目の概ね40歳未満ということですが、この間この事業につきましてはこういった形で実施してきましたが、そのご質問の内容については確認をさせていただいた上で、皆様に回答させていただければと考えております。

3点目の合同面接会の目標の数字についてですが、今この仕様書でお示しさせていただいているのが延べ150名、延べ40社以上としています。こちらは私共が事業者を求める必要最低限の水準、要求水準と考えておりまして、目標に関しては今回プロポーザルという形で実施をさせていただきますので、事業者の方からの提案を受けまして次回実施するプレゼンテーションなどで確認をしていくような形で取り組んでいけたらと考えております。以上でございます。

【林委員】

40歳というところに企業のニーズがあるとか、そういった根拠があれば、それをご説明いただければ、それで進めていただけたらいいかと思います。以上です。ありがとうございました。

【中原会長】

ありがとうございます。

皆様のご検討にも資するかと思いますので、ここでご欠席の方のご意見を事務局の方からお伝えいただけてよろしいでしょうか。

【事務局】

本日、ご欠席の平林委員より事前にご意見等をいただいておりますので事務局からご報告させていただきます。3点ございまして、まず1点目ですが、募集要項8ページ目でございます。提案審査の評価基準と1者提案の場合などについてです。こちらの評価基準に基づき、それぞれの項目について評価いただくこととなりますが、最低点が規定されておらず、1者提案で点数が低かった場合であってもその事業者を選定すべきかといった点でご意見を頂戴しました。こちらに関しましては、本市の契約規則においても通常の業務委託、請負の場合2者以上なければ入札中止といったこととなりますが、今回はプロポーザルで実施させていただきますので、こういった1者提案の場合についても記載をさせていただいているところでございます。本市では、こういったプロポーザルを実施する際は通常、調査基準について記載をさせていただきますが、今回の仕様書(案)にはこういった記載がございませんので、ご指摘に合わせまして、案として「今回の募集に合わせ調査評価基準価格を設定している。当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、申請者から調査書類の提出を求めることなどにより、選定審査会において審査する。なお、この調査に際しては数値的判断基準値(平均×85%)を設けるものとし、当該提案額が数値的判断基準値を下回った場合は失格とする。」といういわゆる低額入札に関する規程を設けることとしておりまして、先ほどの内容をこの仕様書に追加し、ご指摘の件に関して対応してまいりたいと考えております。この後、いただいたご意見を踏まえ委員の皆様には仕様書の修正案をお示しさせていただきたいと考えております。以上でございます。

引き続き、2点目のご意見についてご報告させていただきます。仕様書（案）2ページ目、事業内容（3）合同面接・説明会の企画・実施についてです。こちらにつきまして、目標数として参加企業数・参加求職者数を定めておりますが、目標値を参加者数ではなく就職者数とすべきではないかのご意見をいただいております。

先ほどのご質問でもありましたが、今回はプロポーザルで行いますので、プレゼンテーションの場で委員の皆様から具体的にご確認をいただくという形で設定をさせていただきたいと考えております。

次に3点目のご意見です。仕様書（案）4ページ目12. 業務の再委託についてです。併せて募集要項（案）最終ページ（5）事業計画書についてをご覧ください。記載要領において「再委託による実施を想定する項目については、再委託を行う業務及び再委託先の業種について記載すること」としてありますが、この内容のみであればどの程度の事業を再委託するかといった点が示されていないため、再委託に係る金額等についてもここで記載を求めるべきではないかのご意見をいただきました。

ご指摘いただきました再委託の件に関しましては、事務局として本事業仕様書において定めております中心的業務については再委託を禁止する形で考えておりまして、具体的に申し上げますと仕様書2ページ（3）合同面接・説明会の企画・実施が今回の事業の中心的業務と考えておりまして、仕様書中にこの事業については再委託禁止であることを記載し、他の事業については本市が承認をした場合は再委託を可とする旨を追記させていただきたいと思っております。

【中原会長】

ご欠席の平林委員からのご意見は以上3点でよろしいですか。

【事務局】

はい、以上でございます。

【中原会長】

ただ今の点についてご質問やその他ご意見等ありましたらお願いします。

【芦田副会長】

全体的なところですが、昨年度本事業を実施した際に参加企業・求職者ともに少なかったということ踏まえ、面接会を最終のゴールとした場合、途中のバスツアーなどでも集客ができず目標達成の見込みがないなど、事業実施期間中に評価のポイントを設けるべきではないかと思っております。また、その評価の段階で実現見込みがない場合に、事業者の扱いをどうするかについても決めておくべきではないかと思っております。

【中原会長】

この件について、仕様書3ページ目10. 報告・分析等の項目が関連するかと思っております。ここでは各事業におけるアンケート結果を踏まえ、効果的な事業実施に向け適宜見直しを行うこととしていますが、その点も踏まえ事務局より説明をお願いします。

【事務局】

これまでの事業実施にあたり、事業者によって事業の実績が上がっていないという点がありましたが、事業者のみにその責任を負っていただくというわけではなく、本市にも本事業を実施していくにあたり、その都度報告をいただくこととしており、事業着手前・実施期間中など適切にモニタリングを実施しながら、誰のために本事業を実施していくかという点について、市民の方、企業の方々に対し適切な事業を執行できるよう執行管理をしていき、事業者の方に責任を負わせ見限るのではなく、適切にモニタリングしていくという考え方でございます。

【芦田副会長】

問題ないと思います。

【中原会長】

仕様書3ページ目が10. 報告・分析等の項目がその趣旨を記載しているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

その部分に関して、事業ごとにモニタリングという点について言葉が足りているとは思いませんので、本日の審査会においていただいたご意見を踏まえ修正させていただきたいと思えます。ただ、事業の基本的な進め方、進捗管理の考え方については先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

【中原会長】

ありがとうございます。その点については、募集要項・仕様書段階で明示しておいた方がよいかと思えます。仕様書10. 報告・分析等の項目は、事業の最終段階で求める報告のようにも見えますので、都度、中間過程でモニタリングを行い、修正の求めには応じていただきますという点については初期の段階から明示いただく方がよいかと思えます。

この他にご意見、ご質問などございますでしょうか。

【海老原委員】

仕様書の中で、言葉が何度も重複していて読みにくいというか内容が非常に難しく思いました。事業内容で、(1)から順にこのようなことをしてくださいということを列挙されている中で、2ページの(2) 合同面接・説明会でのマッチング率向上及び就職後の定着に向けた支援の企画・実施について、これは恐らく合同面接・説明会に向けた時期に何か効果的な事業を実施するというものだと思います。それを踏まえ合同面接・説明会をした後、また(4)に将来的な雇用に繋げるための市内中小企業の魅力発信事業の企画・実施とあり、(2)と(4)それぞれに企業と参加者が交流できる場を2回以上提供と書かれています。仕様書に「参考」として記載されている令和元年度の事業実績の中で、特に(2)から(4)の事業というのは具体的にはどの時期に実施されているものなのかが見えませ

ん。過去には企業と求職者が交流できる場として、面接会のマッチング率向上にも繋がるし、将来的な雇用にも繋がる施策を合わせて実施したということによろしいでしょうか。

【事務局】

まず、(4)につきましては今年度新たに追加したものでございますので、参考として記載している令和元年度の実績には入っておりません。また、(3)につきましては10月の若者しごとマッチングフェスタが合同面接・説明会として1回開催したものです。それ以外の事業が(2) 合同面接・説明会でのマッチング率向上及び就職後の定着に向けた支援として実施したのとなっております。7月には企業向けのセミナーを実施し、次に、面接会に参加される企業を事前に求職者の方が訪問し理解を深めることで面接会でのマッチング率向上に繋げることを目的としたバスツアーを8月から9月にかけて実施しました。また、同時期に作成しております企業PR動画やPR冊子につきましても面接会参加企業を対象としており、求職者が面接会へ行く前に事前に参加企業を知るためのものでございます。9月に実施しました企業と若者の交流会につきましても、面接会参加予定企業の一部に参加していただき、求職者の方に参加企業の若手社員の方と交流していただくことで企業への理解を深めることを目的としております。また、面接会后1月に実施しております定着支援セミナーにつきましても、今回の仕様書の(2)に含まれる事業であり、就職後の定着支援を目的に実施した事業でございます。

【海老原委員】

ありがとうございます。(2)で謳っている事業というのは非常に幅広く、合同面接・説明会の前後のサポートに関するものがすべて(2)に詰まっているという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【海老原委員】

(4)は今回新たに追加された項目ということで、これまでの実績とは別に新たに将来の雇用に繋げるような施策を何か入れてほしいと今回ご要望されるということによろしいでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【林委員】

先ほどからのご質問やそれに対するやり取りを聞いていて感じたのですが、技専校でなかなかこれからものづくりをやろうという入校生が定員に達しないという現状がございます。どうすれば人が集まるか、様々なことをやっています。確かに今はコロナの影響があって、非正規雇用者を中心に難しい状況にはありますが、ベースはやはり人手不足です。

若い人が就職しようとするのはまず大企業、大企業も人手不足なのでできるだけ優秀な人を採用したい。どうしても中小企業、中でもものづくり企業はこういう状況になってくる。この状況はコロナでどうなるかというのはありますけど、少し長期的に見ても大きく変わることはないかと思います。

その中で数年間成果が上がらなかったこの事業について、枚方市の中小企業製造業と若い人をマッチングさせたいという考え方にそもそも無理があるとはお考えにはなりません。それとも何かプロポーザルで提案いただくことで成果を達成できるというお考えであれば、その根拠を教えていただければ、当校の運営にも繋げていきたいと思いますが、なかなか難しい状況であるということは感じてしまいます。今、私どもは就職困難者というところにターゲットを変えて、例えば女性であったり高齢者であったり、そうした方々はまだ少し伸びしろがあるわけですので、そういった方々も70歳、80歳まで働くということを考えれば50歳で就職しても20年働け、企業のためにもなるということで、少し視点を変えるべきではないかと技専校としても議論しているところです。審査のためにも、枚方市はどのように考えているのかを教えていただきたいと思います。

【事務局】

この間、数年継続して本事業を実施してきましたが、現状を踏まえ、事業的に難しいものがあることは認識しています。今回はまず、この事業を実施させていただき、課題検証も含め次に繋げていきたいと考えております。抱える課題は深いものがありますので私達だけで解決できないという実情も踏まえ、まず、今回はものづくり企業にターゲットを絞って、実施させていただき、こういったご意見や今回実施した実績を踏まえ、今後どういったことができるのかという点について総合的に判断していきたいと考えております。

【林委員】

非常に厳しい状況の中でチャレンジされるという意欲に敬服いたします。私どもも勉強させていただきたいと思います。

【中原会長】

ありがとうございます。では、他にご意見・ご質問等ありますでしょうか。

【芦田副会長】

仕様書2ページ求職者のところですが、中小企業は枚方市内と書かれていますが、求職者は市内に限らないという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

お示しのとおりでございます。

【芦田副会長】

他市の金属加工業の企業で、パートを募集したところ、応募者が普段は5名ぐらいのところ50名来たそうです。やはりコロナの影響を受け、職を探している方も多い時期かと

感じますので、うまくいけば目標達成も十分可能性はあるかと思えます。

中小企業の立場から言いますと、若い人材と女性というところで、特に製造業は女性の社員はほとんどいません。パートで働いていただいている方では女性がいますが、企業としても女性が働ける環境というところで、中小企業の製造業という町工場のイメージが抜けず、これを変えていかないといけないと思っています。プロポーザルで選ぶ際は、そういったところを重視し、うまく発信できる場所に実施していただけるといいかと思えます。

【中原会長】

ありがとうございます。

【林委員】

ご質問ですが、仕様書1ページの4. 対象の(1)企業のところで、正社員について「就業規則等で定める所定労働時間勤務し」とありますが、これはパートタイマー就業規則があればパートタイマーの正社員も含むということでしょうか。もう1点、仕様書3ページ実施場所ですが、求職者については枚方市内の方でなくてもよいということでしたが、「事業の実施場所についてはすべて枚方市内とする」と書かれています。事業内容の(1)周知・広報についても枚方市内に限定されるのかといった点について教えてください。

【事務局】

まず、1点目の正社員についてですが、私どもの認識では正社員の規定が法上にはないと認識しております。仕様書では「就業規則等で定める所定労働時間勤務し期間を定めず、無期限雇用」ということで、いわゆる正社員を想定しており、パートタイマーを想定しているわけではございませんので、そこを表現するためにこういった記載をしているわけではございません。

次に周知・広報につきましては枚方市内に限定せず行っていきたいと考えております。

【林委員】

2点目については、誤解される方もいないかとは思いますが、もう少し明確にさせていただく書き方がないかご検討いただきたいと思えます。

1点目について、就業規則でパートタイマー就業規則を定めているようであれば、週の労働時間20時間以下と決め、無期限の雇用であるということで、就業規則に定めた非正規労働者の扱いについて、そういった方々は対象外です、といったことを明記した方がよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

以前、別の事業で正社員についてどのように記載したらよいか、弁護士の方を含め検討した際に、このような書き方が良いのではないかとアドバイスをいただきました。その際、働き方が多様であり、それぞれの就業規則があるということは仰られていました。私ども

が今回ターゲットにしている正社員について、こういった表現をするのが適切か悩んでいるところではありますが、そういったアドバイスを受けた上で、このような記載をしております。何か適切な表現がありましたらぜひご助言等をいただけたらと考えております。

【中原会長】

今の点について確認ですが、こういった定め方をした際の趣旨としては、何でもかんでもこれが正社員なんですといったことを排除するために、正社員を定義づけするといった意味で、アドバイスを受けこのように記載しているということでしょうか。

【事務局】

お示しのとおりでございます。正社員についても、法人によって雇用形態、就業規則は様々なので、そういった前提にたつてこのように記載してはどうかとアドバイスを受けこのような記載をしたという経過がございます。

【中原会長】

ありがとうございます。今回は、目的に非正規雇用の雇用情勢の悪化ということも書かれていますが、市内の製造業の事業者のニーズということで、今回はあくまで本来の正社員、長く働いていく若い人を一から育てたいということで、正社員に限定するという趣旨で間違いはないですか。

【事務局】

お示しのとおりでございます。

【中原会長】

そういうことであればその趣旨が伝わるよう修正した上で公表した方が良いかと思えます。求職者については枚方市内に限定しないという点について、明記した方が良いかと思えます。広報のことも含め、全体を見たときに枚方の中だけという印象を持たれる方が少なからずいるかと思えます。

【事務局】

承知しました。

【中原会長】

数値目標について、参加者数が目標として明記されている訳ですが、平林委員からご指摘のあったこの募集の段階で就職者数を目標として明記するという点について皆さんご意見いかがでしょうか。提案時に回答ということでも良いかと思えますが、ポイントは初期に書かれている方が良いかとも思えます。

【林委員】

就職者数についても目標としてぜひ設定してほしいとも思いますが、なかなか難しいと

も感じます。期間の問題もあります。今回は令和3年度中の事業ということですが、4月以降にマッチングの成果が出る場合もあるかと思えます。

【海老原委員】

事業の趣旨からいって就職者数を上げるということが最終目標ではあるかと思えますが、まずこの事業を盛り上げるという意味では分母を広げるということから取りかかった方が良いのではないかと思います。分母が広がることで、最終のマッチング率も上がるという風に捉えれば良いのではないかと思います。小規模で10人だけ限定して雇用すれば良いというわけではなく、全体として多くの参加者を呼んで、こういう事業があるということをもまず知ってもらおうという意味では、結果をすぐ追わずにまず分母を広げるという意味で最初はこの書きぶりで良いかと思えます。

【芦田副会長】

林委員と同じで、場合によっては難しいこともあるので何とも言えないかと思えます。目標数値というよりも仕様書10. 報告・分析の項目で、事業実施途中で修正を要求することがあるということ強調し、事業ごとにきっちりやっていくということを謳う方が良いのではないかと思います。

【中原会長】

ありがとうございます。皆様のご意見を何う限り、恐らくこのままの方向になるかと思えます。最低点の部分でも気になる点があります。先ほど事務局から、低い価格の場合、実現可能な理由を示させるという趣旨の説明がありましたが、今回の採点表に並べられている項目で低い点数である場合にここに任せてよいかという点についてご説明をお願いします。

【事務局】

今回の公募にあたり、調査基準価格というものを設定しておきまして、調査基準価格を下回る提案額で申請があった場合、適正な業務履行が可能か否かについて調査を実施します。なお、調査に際して、数値的な判断基準を設けさせていただきまして、当該提案額が低額入札で数値的判断基準値を下回った場合は失格ということと考えております。低額入札防止のため、本市で実施する一般競争入札と同じ仕組みを入れさせていただきたいという考え方でございます。

【中原会長】

ありがとうございます。明確に最低点は設けないということでしょうか。

【事務局】

仕様書に具体的に何点ということは記載しませんが、調査基準価格の設定であったり、数値的な判断基準を下回った場合には失格ということを追記させていただきたいと考えております。

【中原会長】

ありがとうございます。1点気になるのが、金額自体はそこまで低くないが全体的なその他の要素で点数が低い場合に今示された基準で対応できるのでしょうか。金額がそこまで低くない場合は、そもそも調査がされず、他の要素で点数が低い場合もその業者しかない場合、そこに任せるということになってしまわないでしょうか。

【事務局】

実際に総合評価方式ということで、価格点と総合評価で100点ということで選定基準にお示しさせていただいておりますが、価格点に関しましては委員の皆様は採点していただくのではなく、最も低い額から機械的に得点化計算式をあてはめて計算をさせていただきたいと考えております。基準値を上回っている団体の中で、最低額を提示された団体に10点を、その他の団体についてはその基準からどの程度高くなっているかによって減点する形で点数を当てたいと考えております。この点数と6番までの数字の合算額で総合評価をしたいと考えております。この6番までについては委員の皆様の採点を合算させていただき、総合評価を実施させていただくという考え方をしております。たしかにご懸念の部分で、低額入札にはあたらないが、評価はあまり大したことがないという場合も最も低い金額で提案があった業者が選定されるという結果になるかと思えます。

【中原会長】

価格の点は100点中10点だけですが、その他の点がどれだけ低くても提案者が1者であればそこに決めるということですか。

【事務局】

1者提案の場合、選定の可否について決定すると記載させていただいておりますので、提案の内容があまり良くないということであればそういった答申結果もあるかと思えます。

【中原会長】

最低点は設けないがどこにも委託しないという結論もあり得るということですか。

【事務局】

最終的には採点結果も含め、第3回の審査会でお示しをさせていただき、委員の皆様は合議をいただいた中で最終的に判断をしていただき答申をいただくということであります。その答申を受けて本市で決定していくこととなりますので、仮に1者応募があったが、この1者の提案が本来の事業の目的にふさわしくないという答申であれば、私どもは答申を尊重して最終的な判断をさせていただきますので、選定審査の結果として事業者がないという結果もあり得ると思えます。

【中原会長】

ありがとうございます。

今の協議状況ですと、この場ですべてを決定することは困難かと思いますので一旦持ち帰り、正副一任というよりは、最終版を委員全員にご確認いただく方が良いかと思います。予定通りのスケジュールで公表できるよう皆様ご協力をお願いいたします。本件については以上とさせていただきます。

それでは案件（6）その他について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

第2回・第3回の雇用推進事業者選定審査会につきまして、本日この場で日程調整を行わせていただきたいと思います。事前にご回答いただきました日程調整表に基づき、第2回を7月5日15時から、第3回を7月8日15時からとさせていただきます。

なお、第2回はプレゼンテーションの実施となりますので、会場へお越しいただき、対面で実施させていただく予定をしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、実施日も含め調整させていただくことがございますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。なお、第3回につきましては、今回同様WEB会議での実施を予定しております。開催のご案内や資料につきましては、改めて送付させていただきます。

【中原会長】

以上で、本日の案件はすべて終了しましたので、第1回雇用推進事業者選定審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上